

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設道路にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	808,992	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事用進入路及び工事用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。
2	枚方土木	枚方土木	都市みどり課	三井住友トラスト・パナソニック 株式会社 穂積 孝一	平成26年度山田池公園・深北緑地駐車場システムの賃貸借契約(再リース)	20140401	20150331	853,285	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(駐車場精算システム)が特定の者(当該設備のリース業者)でなければ実施することができないものであるため。
3	岸和田土木	岸和田土木	維持・河川グループ		二級河川新家川改修事業(阪和線新家・和泉砂川間第一新家川橋りょう改築工事)に伴う借地料の支払いについて	20140401	20150331	888,468	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(橋りょう改築工事に伴う借地)を有する業務であるため、土地の所有者に特定される。
4	西大阪治水	西大阪治水	総務課	オムロンクレジットサービス 株式会社	自動車借上げに係る経費	20140401	20150331	950,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(緊急出動時の自動車借上)の目的は特定の者(オムロンクレジットサービス(株))でなければ達成することができないものであるため
5	安威川ダム	安威川ダム	設計グループ		大岩本線迂回路に伴う土地賃貸借契約に係る賃貸借料の経費支出伺について	20140415	20150331	973,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事に伴う仮設用道路が必要であることから、特定の者から土地の借り上げが必要であるため
6	岸和田土木	岸和田土木	維持・河川グループ		二級河川新家川改修事業(阪和線新家・和泉砂川間第一新家川橋りょう改築工事)に伴う借地料の支払いについて	20140401	20150331	997,512	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(橋りょう改築工事に伴う借地)を有する業務であるため、土地の所有者に特定される。
7	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	大阪ガスオートサービス 株式会社 木村 佳嗣	公用車再リース(平成13年度導入)の賃貸借	20140401	20150331	1,017,360	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
8	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設道路にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	1,095,552	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事用進入路及び工事用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
9	富田林土木	富田林土木	道路整備グループ		一般国道(新)371号道路改良工事に伴う土地賃貸借契約	20140401	20150331	1,142,580	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事中進入路及び工中用ヤードとして、土地を借り上げ
10	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	株式会社 レックスリース 安田 盛嗣	公用車再リース(平成16年度導入)に係る賃貸借	20140401	20150331	1,299,888	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
11	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	株式会社 レックスリース 安田 盛嗣	公用車再リース(平成16年度導入)に係る賃貸借	20140401	20150331	1,334,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
12	岸和田土木	岸和田土木	維持・河川グループ		二級河川新家川改修事業(阪和線新家・和泉砂川間第一新家川橋りょう改築工事)に伴う借地料の支払いについて	20140401	20150331	1,575,588	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(橋りょう改築工事に伴う借地)を有する業務であるため、土地の所有者に特定される。
13	都整事管	技術管理	技術情報グループ	財団法人 経済調査会 関西支部	積算資料電子版の利用に関する契約	20140401	20150331	1,706,754	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	「積算資料電子版」は「月刊積算資料」のインターネット版であり、発行元は一般財団法人経済調査会に限られているため。
14	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設沈砂池にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	1,749,444	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事中進入路及び工中用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。
15	茨木土木	茨木土木	彩都グループ		(都)茨木箕面丘陵線の土地賃貸借契約に基づく土地賃貸借料の支出について	20140401	20151231	1,763,223	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事中進入路及び工中用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。
16	都整事管	技術管理	技術情報グループ	一般財団法人 建設物価調査会 大阪事務所 長島 泰博	Web建設物価の利用	20140401	20150331	1,772,928	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	「Web建設物価」は「月刊建設物価」のインターネット版であり、発行元は一般財団法人建設物価調査会に限られているため。

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
17	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	株式会社 レックスリース 安田 盛嗣	公用車再リース(平成16年度導入)に係る賃貸借	20140401	20150331	1,844,208	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
18	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	日立キャピタルオートリース 株式会社 関西支店 早川 春彦	公用車再リース(平成17年度導入)に係る賃貸借	20140401	20160331	2,016,576	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
19	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	日立キャピタルオートリース 株式会社 関西支店 早川 春彦	公用車再リース(平成17年度導入)に係る賃貸借	20140401	20160331	2,016,576	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
20	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	日立キャピタルオートリース 株式会社 関西支店 早川 春彦	公用車再リース(平成17年度導入)に係る賃貸借	20140401	20160331	2,016,576	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
21	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	日立キャピタルオートリース 株式会社 関西支店 早川 春彦	公用車再リース(平成17年度導入)に係る賃貸借	20140401	20160331	2,016,576	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
22	八尾土木	八尾土木	総務・契約課		近鉄奈良線連立事業に関する鉄道工事に係る土地の賃借料	20041101	20150331	2,430,000	地方自治法第234条の3	工事用作業ヤード及び資材保管のための土地の借り受けが特定の者(土地の所有者)でなければ実施することができないものであるため
23	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設道路にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	2,573,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事用進入路及び工事用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。
24	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設道路にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	2,788,284	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事用進入路及び工事用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
25	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設道路にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	2,805,960	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事中進入路及び工事中ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。
26	池田土木	池田土木	総務・契約課	ひかり交通 株式会社 秦 勝成	バス運行路線における振替輸送	20140401	バス路線が終了するまで	2,887,960	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	近隣の会社数社と交渉を行ったがバス路線の代替としての条件承諾した唯一の業者。
27	岸和田土木	岸和田土木	維持・河川グループ		二級河川新家川改修事業(阪和線新家・和泉砂川間第一新家川橋りょう改築工事)に伴う借地料の支払いについて	20140401	20150331	3,149,748	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(橋りょう改築工事に伴う借地)を有する業務であるため、土地の所有者に特定される。
28	港湾局	港湾局	阪南港湾事務所管理課	株式会社 信貴造船所	監視艇「いずみ」裸備船契約	20140401	20150331	3,520,248	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(海上巡視のための備船)が特定の者(船舶所有者)でなければ実施することができないものであるため
29	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	株式会社 レックスリース 安田 盛嗣	公用車再リース(平成16年度導入)に係る賃貸借	20140401	20150331	3,788,208	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
30	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	大阪ガスオートサービス 株式会社 木村 佳嗣	公用車再リース(平成13年度導入)に係る賃貸借	20140401	20150331	3,862,080	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
31	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	大阪ガスオートサービス 株式会社 木村 佳嗣	公用車再リース(平成13年度導入)に係る賃貸借	20140401	20150331	4,454,352	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため
32	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	株式会社 レックスリース 安田 盛嗣	都市整備部公用車ハイブリッド(平成19年度導入)再リース 12台	20140401	20150331	4,821,913	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(公用車の賃貸借(再リース))が特定の者でなければ実施することができないものであるため

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
33	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設道路にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	5,356,092	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事中進入路及び工中用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。
34	西大阪治水	西大阪治水	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	一級河川安治川浚渫工事(安治川水門)(H26)に伴う浚渫土砂埋立処分経費	20140530	20140930	5,542,344	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾広域臨海環境整備センター)でなければ実施することができないものであるため
35	茨木土木	茨木土木	建設第2グループ		主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1に伴う仮設道路にかかる土地賃貸借契約	20140401	20150331	5,580,936	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事中進入路及び工中用ヤードとして、特定の者の土地の借り上げが必要であるため。
36	下水道	下水事業	維持管理グループ	財団法人 日本気象協会	大阪府気象情報システムにおける気象情報提供業務に係る契約締結及び経費の支出について	20140401	20150331	6,480,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特定の者でなければ、業務(下水道管理者の要求を満たす精度の気象等観測情報の配信)が実施できないため。
37	茨木土木	茨木土木	総務・契約課	高槻市土地開発公社	新名神関連事業建設事業所の賃料	20140401	20150331	6,801,408	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため
38	西大阪治水	西大阪治水	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	一級河川尻無川(尻無川水門)(H26)に伴う浚渫土砂埋立処分経費	20140530	20140829	8,164,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾広域臨海環境整備センター)でなければ実施することができないものであるため
39	西大阪治水	西大阪治水	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	一級河川木津川浚渫工事(木津川水門)(H26)に伴う浚渫土砂埋立処分経費	20140530	20141031	13,578,840	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾広域臨海環境整備センター)でなければ実施することができないものであるため
40	港湾局	港湾局	管理課	関西港湾サービス株式会社	旅客船兼監督船「はまでら」裸備船契約	20140401	20150331	17,055,636	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(海上巡視のための備船)が特定の者(船舶所有者)でなければ実施することができないものであるため

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
41	西大阪治水	西大阪治水	治水グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	浚渫土砂(神崎川外)埋立処分の業務委託契約及び経費支出について(H25債務分)	20140401	20140530	33,046,056	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾広域臨海環境整備センター)でなければ実施することができないものであるため
42	北部下水	北部下水	高槻管理センター	神安土地改良区	淀川右岸流域下水道 番田水路放流負担金	20140401	20150331	104,747,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため
43	池田土木	池田土木	総務・契約課	大阪湾広域臨海環境整備センター	陸上残土埋立処分委託	20140501	20140731	118,681,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建設残土の処分先として指定されているため。
44	北部下水	北部下水	設備グループ	阪神高速技術・クリハラント共同企業体	安威川流域下水道 中央水みらいセンター メガソーラーの賃貸借	20141126	20350831	994,680,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	競争入札に付しても落札者がいないため。
45	西大阪治水	西大阪治水	治水グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	浚渫土砂(神崎川)埋立処分の業務委託契約	20141105	20150227	49,678,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特殊の性質(含水比が高い状態での浚渫土砂の処分)を有する業務であるため、委託先(当該処分場)が特定される。
46	寝屋川水系	寝屋川水系	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	浚渫土砂埋立処分(寝屋川 住之井橋上流)	20141121	20150331	11,080,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾地域での処分可能者)でなければ実施することができないものであるため。
47	西大阪治水	西大阪治水	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	一級河川大川浚渫工事(天満橋上流)(H26)に伴う浚渫土砂埋立処分	20141212	20150227	9,136,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾広域臨海環境整備センター)でなければ実施することができないものであるため。
48	鳳土木	鳳土木	環境整備グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター 吉本 知之	二級河川石津川 浚渫土砂埋立処分委託	20141024	20150227	7,387,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
49	港湾局	港湾局	施設運営グループ	歳入徴収官 近畿地方整備局総務部総括調整官	平成26年度 電子情報処理組織使用料	20140401	20150331	1,190,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。
50	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	株式会社 レックスリース 安田 盛嗣	都市整備部公用車ハイブリッド(平成19年度導入)再リース 12台	20150303	20180330	15,015,456	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(車両の再リース)が特定の者(物件の所有者・原契約の落札者)でなければ実施することができないものであるため
51	下水道	下水経企	経営グループ	大阪府知事	行政財産使用料の支出について(執務室等)	20150401	20160331	2,977,230	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庁舎管理課が所有する行政財産の異なる会計間での使用であり、相手方(大阪府知事)が特定される。
52	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	大和リース 株式会社 大阪本店 田村 謙二	都市整備部公用車(平成20年度更新分)再リース 1台	20150323	20190322	1,892,160	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(車両の再リース)が特定の者(物件の所有者・原契約の落札者)でなければ実施することができないものであるため
53	下水道	下水経企	経営グループ	大阪府知事	行政財産使用料の支出について(下水道防災システム関連等)	20150401	20160331	1,312,940	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庁舎管理課が所有する行政財産の異なる会計間での使用であり、相手方(大阪府知事)が特定される。
54	都整総務	都整総務	総務・企画グループ	日立キャピタルオートリース 株式会社 関西支店 原田 茂樹	都市整備部公用車(平成20年度更新分)再リース 4台	20150316	20180322	4,183,488	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(車両の再リース)が特定の者(物件の所有者・原契約の落札者)でなければ実施することができないものであるため
55	寝屋川水系	寝屋川水系	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	浚渫土砂埋立処分(寝屋川 鴻池橋上下流)	20150210	20150331	13,608,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾地域での処分可能者)でなければ実施することができないものであるため。

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)都市整備部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
56	西大阪治水	西大阪治水	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	一級河川木津川浚渫工事(国道43号上流)(H26)に伴う浚渫土砂埋立処分	20150217	20150331	12,247,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浚渫土砂の処分については、通常乾燥させるものであるが、そのために広大な場所と相当な乾燥の時間を要する。物理的・時間的な制約から水を含んだ浚渫土砂として処分する以外方法がなく、大阪湾地域で唯一その処分が可能であるのが大阪湾広域臨海環境整備センターであるため。
57	寝屋川水系	寝屋川水系	維持補修グループ	大阪湾広域臨海環境整備センター	浚渫土砂埋立処分(平野川)	20150210	20150331	5,832,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(浚渫土砂埋立処分)が特定の者(大阪湾地域での処分可能者)でなければ実施することができないものであるため。
都市整備部(使用料・賃借料)					H26. 4~5月	43件		391,956,911 円		
					H26. 10~11月	6件		1,073,153,720 円		
					H27. 2~3月	8件		57,068,474 円		
					合 計	57件		1,522,179,105 円		